

[ 事案 15-15 ] 配当金請求

- ・平成 16 年 3 月 16 日 裁定申立受理
- ・平成 16 年 12 月 21 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

保険契約時、設計書の記載を受領しこれに基づいて保険契約を締結したのだから、保険料払込満了後の 65 歳以降 5 年毎に支払われる生存保険金等については設計書記載どおりの金額を支払う義務がある。また、保険会社は毎年決算上利益を計上しているのだから配当があつてしかるべきであり、配当金に基づき生存保険金の買い増しをすべきなのにこれをしていないのは不当である。

< 保険会社側の主張 >

当該保険契約（終身保険）は「生存保険金」を支払うような内容のものではない。商品設計上の「生存保険金」はその原資となる配当金が契約当初の予測とは異なり支払われていない状況では当初予定どおりの金額を支払うことはできない。

また、申立人が今回提示した書面において「累積生存保険金額は昭和 54 年度の支払い配当率により計算したもので、今後変動することがある。従つて将来の支払額を約束するものではない。」旨の記載があり、申立人は配当金が約定されていないことを知っていたことは明らかである。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は当事者双方からの書面による審理を続けた後、申立人に対し事情聴取を行ったところ、設計書には確定額とは認識はしていないものの通常理解としては端数程度の誤差と認識されるべきものである等の主張であったが、設計書の配当金の記載は契約当時の実績に基づき作成されるものであり、設計書には「記載の配当数値は当社の営業案内の説明のとおり今後変動することがあり、将来のお支払額を約束するものではありませんので注意ください」旨の注意文言が記載されている。

本件契約の生存保険金は社員配当金を原資とするものだが、社員配当は相互会社の利益に依存しており、社会・経済環境の変化によつて変動することは当然であり、設計書どおりに配当出来なかったといつてそれのみで契約違反になるものではない。

保険相互会社が利益を得た場合、一定額を社員配当として社員に還元するが、社員間の公平を図らなければならないものであり、契約の内容（予定利率、保険料の多寡等）によつて利益配当に差をつけることが公平とされている。よつて、会社に利益があるからといつて直ちに本件契約が配当を受ける権利を有するとは即断できないものであり、いかなる配当をするは会社の社員総代会等の機関で決定される会社の経営に属するものであるの、裁定審査会の判断権の及ばないところである。（相談所規程第 30 条）

以上、裁定審査会は申立人の申立には理由がないものと認め、裁定書をもつてその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。